

News Letter

2024年

11月

中国四国農政局
山口県拠点

秋晴れの下で オーガニック&ナチュラルライフ ガーデンフェア大盛況！

11月3日（日）、中国四国農政局が後援する「第2回オーガニック&ナチュラルライフガーデンフェア」（山口市中央公園）が開催されました。

このイベントは、みどりの食料システム戦略に示された2050年の目指すべき姿の実現に向け、農業や消費への理解促進を図るため山口市が主催となり、山口県央連携都市圏域（山口市、宇部市、萩市、防府市、美祢市、山陽小野田市、島根県津和野町）の協力により取り組まれ、今年で2回目となります。

当日は、前日までの荒天が嘘のように快晴となり、多くの来場者で賑わいました。



大盛況の会場

会場では、化学肥料の低減や有機農業など環境負荷低減に取り組まれている農業者や事業者のブースが80以上出店したほか、「やまぐちでの豊かな暮らし」をテーマにしたトークショーやワークショップ、クイズラリーなどが行われました。

山口県拠点は、場内の一角にブースを設け、「みどりの食料システム戦略」に関するパネル展示や資料配布のほか、オーガニックに関するアンケートを行いました。



山口県拠点のブース

当日のアンケート結果では、「有機農産物に興味がある」と答えた方が58.6%、「有機農産物を今後買いたい」が62.1%、「価格は慣行栽培と比べ3割高までなら購入を検討」が55.2%となりました。



アンケートに回答する来場者

トピックス



山口茶を飲んで合格祈願！『うかるっ茶』



本年も受験シーズンが近づき、JA山口県宇部統括本部は、入試や就活など頑張る受験生を応援するため、「合格祈願茶『うかるっ茶』」の販売を11月9日から開始しました。『うかるっ茶』は、宇部市小野地区で生産された茶（山口茶）を防府天満宮で合格祈願してもらいパッケージにしたもので、山口茶の消費拡大に向けた取り組みとして4年前から行われています。玄米茶、煎茶、ほうじ茶の3種類で、各400個の販売となっています。

🍵がんばれ受験生！



左から玄米茶、煎茶、ほうじ茶の3種類

【お問合せ】JA山口県宇部緑茶センター
0836-41-0302



私の、ゆったりとした時間が
流れ出す。

日本茶
ぐらし

日本茶業体制強化推進協議会は、農林水産省や関係団体と連携し、新型コロナウイルス感染症の影響で需要が減少しているお茶の消費拡大を図るため、様々な暮らしの中でお茶を楽しむ「日本茶と暮らしプロジェクト」を実施しています。

詳しい情報はWebサイトをご覧ください。

農水省 お茶のページ 検索

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tokusan/cha/ocha.html>



日本茶専門の Web サイト「Japan Tea Action」では、美容や健康をサポートする機能やリラックス効果など、日々の暮らしを楽しく健やかにする日本茶のチカラを伝えています。

詳しくは
こちら



<http://japanteaaction.jp/>

インフォメーション

農地の相続については、届出と登記が法律により義務付け！

農家の皆さま・農地を相続した方へ

農地を相続したときは、
届出が必要！
(農地法第3条の3)

対象者 相続等^(※)によって農地の権利を取得した方
(※) 相続、遺産分割、包括遺贈など

届出先 農地の所在する市町村の農業委員会

相続発生日からおおむね10か月以内に届出が必要です。

※届出を行わなかった場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

本届出は、法務局への相続登記とは別に必要の手続きです。
また、相続したものの、地元を離れていて管理ができない場合には、農業委員会が管理のご相談や、借り手を探すお手伝いをしますので、管轄の農業委員会までお問い合わせください。



農林水産省HPで農地の相続に係る届出や登記、税の特例措置などの情報を発信しています。

農地相続ポータル



農林水産省

1. 相続の届出について

農地を相続等したときは、その農地の所在地の農業委員会に届け出をする必要があります。(農地法第3条の3)

2. 相続の登記について

土地を相続した場合、その相続を知った日から3年以内に登記する必要があります。

登記の義務化の前に相続した土地も対象です。(令和9年3月末までに登記する必要があります！)

手続きについてはお近くの法務局や、専門家である司法書士等へご相談ください。

3. その他、相続した農地の活用や農地の転用などについては、以下の農林水産省ホームページをご確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/nouchi_souzoku.html#sozoku

©「News Letter」は、原則奇数月に発行しています。

編集：中国四国農政局 山口県拠点

〒753-0088 山口市中河原町6-16

TEL (083)922-5404 <農政局HP> <https://www.maff.go.jp/chushi/>

◆ニュースレターに関するアンケートにご協力ください。 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/nl180401.html>